

料金表

- ここに記す報酬金額は、すべて消費税を含まない金額です。請求の際には、消費税を加算して請求させていただきます。
- 印紙代および公的機関への納付手数料が発生した場合、実費を請求させていただきます。
- 遠隔地のお客様のご依頼の場合、交通費の実費を請求させていただきますことがあります。

現在ご契約中の料金および経営のご事情等を考慮し、柔軟に対応させていただきます。

1. 顧問サービスによる報酬

「顧問サービスによる報酬」とは、月を単位として継続的にご依頼をいただけるサービスの報酬です。

人員	労務相談顧問	社会保険労務顧問
1～4人	10,000円	20,000円
5～19人		30,000円
20～29人	20,000円	40,000円
30～49人	30,000円	50,000円
50～69人	40,000円	80,000円
70～99人		100,000円
100～149人	90,000円	130,000円
150～199人	100,000円	160,000円
200人～	別途協議	別途協議

(注)「人員」とは、役員と労働者を合わせた人数で、月初の人数です。

労務相談顧問とは

サービス範囲：人事労務管理に関する情報提供、相談、指導

社会保険労務顧問とは

サービス範囲：人事労務管理に関する情報提供、相談、指導および労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成・手続

(注) 労務相談顧問および社会保険労務顧問のいずれのサービス範囲にも、「2. スポット契約による報酬」および「3. 人事制度の企画・立案」の業務は含みません

一人親方の顧問サービス

人員1名につき、月額10,000円から承ります。

2. スポット契約による報酬

「スポットサービスによる報酬」とは、月を単位とせず、必要に応じて都度ご依頼をいただけるサービスの報酬です。

1. 就業規則等の規程作成・改定

	作成のみ	作成および届出等	
	顧問先以外	顧問先	顧問先以外
就業規則の作成・全面改定	150,000 円～	150,000 円～	200,000 円～
就業規則の一部改定	75,000 円～	75,000 円～	100,000 円～
その他の規程の作成・全面改定 (一規程あたり)	75,000 円～	75,000 円～	100,000 円～
その他の規程の一部改定 (一規程あたり)	50,000 円～	50,000 円～	75,000 円～

(注1)「顧問先」とは、「1.顧問サービスによる報酬」の顧問契約者をいいます。

(注2)「作成および届出等」とは、規程の作成に加えて、必要に応じて、従業員への説明の実施、従業員代表者への意見の聴取および労働基準監督署への届出をご依頼いただけるコースです。

(注3)「その他の規程」とは、以下のような規程を言います。

給与規程、年俸制規程、育児休業規程、介護休業規程、在宅勤務規程、個人情報取扱規程、旅費規程など

2. 社会保険料・労働保険料の算定・申告

顧問先（社会保険労務顧問）のみがご依頼いただけるサービスです。

報酬額は、社会保険算定基礎届および労働保険年度更新ごとに、各人員における顧問サービスによる報酬の一ヶ月額です。

3. 社会保険・労働保険の新規加入手続

被保険者数	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
1～9 人	50,000 円	50,000 円
10～19 人	80,000 円	80,000 円
20 人～	上記金額に一人増すごとに、1,000 円を加算します。	

顧問契約をいただける場合は、10%オフとさせていただきます。

4. 社会保険・労働保険の適用廃止

被保険者数	健康保険・厚生年金保険	労災保険・雇用保険
1～9 人	50,000 円	50,000 円
10 人～	上記金額に一人増すごとに、1,000 円を加算します。 ただし、離職証明書が必要な場合、一人増すごとに 6,000 円を加算します。	

5. 助成金等の申請代行

報酬額は、助成金額の 20% です。

ただし、着手金として 15,000 円をいただきます。

助成金の獲得に成功した場合、報酬額から着手金を差し引いた額を請求させていただきますが、成功しなかった場合は返金致しません。

6. 労働基準監督署による臨検等の立会い

顧問先のみがご依頼いただけるサービスです。

報酬額は、50,000 円です。

7. 紛争解決手続代理業務（都道府県労働局が行うあっせんの手続の代理業務等）

報酬額は、和解金・解決金等の 20% です。

ただし、着手金として 30,000 円をいただきます。

和解金・解決金の獲得に成功した場合、報酬額から着手金を引いた額を請求させていただきますが、成功しなかった場合は返金致しません。

8. セミナー講師

社会保険労務諸法に関するセミナーを承ります。また、ビジネスマナー研修も対応します。

報酬額は、相談に応じます。

ビジネスマナー講師 30,000 円より（2 時間）

9. 労務相談

顧問先以外のすべての方がご依頼いただけるサービスです。

報酬額は、1 時間当たり 10,000 円です。

10. 各種手続（顧問サービスを締結していない場合）

一つのお手続につき、顧問サービスによる報酬（社会保険労務顧問）と同額の報酬額をいただきます。

3. 人事制度の企画・立案

評価制度、賃金制度等の各種人事制度の構築または改定の企画・立案をご依頼いただけるサービスです。

単一制度の企画・立案	300,000 円～
人事制度全般の企画・立案	1,000,000 円～

ただし、手付金として報酬予定額（お見積金額）の 20% をいただきます。

すべての企画・立案が終了した後、報酬額から手付金を差し引いた額を請求させていただきます。

以上

横川社会保険労務士事務所

TEL & FAX: (044) 544-0281 rep@yokogawa-sr.com <http://www.yokogawa-sr.com>

住所: 〒212-0005 神奈川県川崎市幸区戸手 4 丁目 9 番 2-404 号

Yahoo! から検索 **横川社会保険労務士 川崎**